

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問3（個）第2号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、開示とした決定及び一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和3年3月9日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条の規定により、実施機関に対し、次の保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- ・ 請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の件名又は保有個人情報の内容

2020年9月14日付け【公開質問】と同年9月23日付け【公開質問（その2）】及び同年10月19日付け【公開質問（その3）】、それぞれの【公開質問事項】に対するそれぞれの会合・対応の日時・出席者・議事・意思形成過程・結論などの分かる一切の記録・資料等

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり自己情報部分開示決定及び自己情報開示決定を行い、令和3年3月18日付けで審査請求人に通知した。

- (1) 自己情報部分開示決定（令和3年3月18日付け広監第26号）（以下「本件処分1」という。）

ア 対象文書

令和2年9月14日及び同月16日付け苦情処理票（受理番号8）（以下「本件対象文書1」という。）

イ 不開示理由

条例第14条第3号該当

(2) 自己情報部分開示決定（令和3年3月18日付け廿警警務第2号）（以下「本件処分2」という。）

ア 対象文書

令和2年9月14日及び同月16日付け苦情処理票(受理番号8)(以下「本件対象文書2」という。)

申出内容の回答について（回答）（令和2年10月6日付け回答の伺い）（以下「本件対象文書3」という。）

申出内容の回答について（最終回答）（令和2年10月23日付け回答の伺い）（以下「本件対象文書4」という。）

イ 不開示理由

条例第14条第3号該当

(3) 自己情報開示決定（令和3年3月18日付け廿警警務第1号）（以下「本件処分3」という。）

ア 対象文書

申出内容の回答について（回答）（令和2年9月18日付け回答の伺い）（以下「本件対象文書5」という。）

（以下、本件処分1から本件処分3までを「本件処分」と総称し、本件対象文書1から本件対象文書5までを「本件対象文書」と総称する。）

3 審査請求

審査請求人は、令和3年4月20日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

(1) 日本国憲法（以下「憲法」という。）の条項に基づく「広島県個人情報保護条例」及び「広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）」等の規定にある請求人の知る権利の保障を怠る不作為であり、不当性・不正性・違法性をはらむ。

- (2) 2021年3月9日付けで【個人情報開示請求・情報公開請求】としたところ、「自己情報部分開示決定書」における「開示する保有個人情報の目的」から外れ、「苦情処理票」とする「処理経過」の内実にあっても事実無根・虚偽の記載があり、無効かつ不正及び違法である。
- (3) 実施機関による「本件審査請求を棄却する」との解釈・判断に対して、「不当・不正・不法である」とする裁決を求める。
- (4) 処分庁による【公開質問】に対する「苦情申出制度の運用」にあたって、丁寧で明解かつ正当な対応・回答もなく、請求人のさまざまな不快・不信・疑念・疑惑なども払拭させていないなどにより、行政不服審査法の規定に基づき、「問題性と不可解性・不条理性・不法理性がある」とする裁決を求める。
- (5) 審査請求人は、処分庁において憲法あるいは県情報公開条例と県個人情報保護条例の規定に基づく「情報公開制度の運用」にあたって、情報を知る権利及び請求権などの侵害があるなど、「違憲性・違反性・違法性をはらむ」とする裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書等で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 意思形成過程の内容を整理し、「部分開示」・「処理経過」等の一連の行政行為にあっても、憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びに警察法（昭和29年法律第162号）等に基づく広島県行政手続条例（平成7年広島県条例第1号）の規定にそう対応・回答・公開をしていくことを前提とすべきである。
- (2) 「自己情報部分開示決定通知書」とする「開示する保有個人情報の利用目的」において、「部外の意見，要望を迅速に組織運営に反映させることにより「県民の期待に応える警察」を実現するため」とするが、審査請求人にとって、その目的実現のためにはこの一連の事案においても、多くの問題・課題があるとの不信・疑念・疑惑等を払拭できない。
- (3) 一般行政と警察行政との関係性も省みての「部外の意見，要望を組織運

営に反映させる」とする目的にそう、猜疑心・恐怖心・警戒心を払拭できる対応等を求めていく。

- (4) 「部分開示」された「苦情処理票」の中の「受理時の参考事項」に係り、「事実確認をして回答するか否か…回答できるところは回答する」としているが、「回答する」としながら口頭でも文書でも回答もなく、それで審査請求人は《公開質問》によって5回も回答を求めてきたのである。その間に廿日市警察署の担当者は受取拒否を数回も繰り返した。審査請求人としては「それは分っている」とする理解と納得には至らない。
- (5) 処理経過の内実にあっても事実無根・虚偽の箇所があり、記載していない部分も見受けられる。
- (6) 審査請求に係る処分とする3件の決定にあつて、【個人情報開示請求】に応じただけであり「情報公開制度の運用」を歪めて捉えている。【情報公開請求】(公文書の公開)への対応もなく、処分庁の内部(部署)における対応、すなわち「会合・対応の日時・出席者・意思形成過程・結論などの分かる一切の資料等」の公開には応じてはいない。
- (7) 令和3年3月9日付け書面の中から、「2」【廿日市警察署と広島県警察本部の関係者の皆さんに問う】とした箇所だけの対応・回答を求めることとし、「①の…【公開質問事項】に対する回答を求め、②の上記①に係る…【個人情報開示請求・情報公開請求】とした」が、その後「令和3年3月18日」付けで「自己情報部分開示決定通知書」と「自己情報開示決定通知書」が送付されてきた。そこで「情報公開請求(行政文書の公開)には応じていないこと」を問題とするのである。
- (8) 実施機関は、「本件開示請求を受け、対象となる保有個人情報に記載された行政文書(以下「対象行政文書」)を探索した結果…「対象文書1」…「対象文書2」…「対象文書3」…「対象文書4」…「対象文書5」と特定した。」としているが、審査請求人は、【公開質問事項】とする具体的な不快の念・不信・疑念・疑惑などに対して、「苦情等を迅速に組織運営に反映…「県民の期待にこたえる警察」を実現」するために、どのような対応・回答をしているか、などと情報の提供と説明責任を果たすように求めてきた。
- (9) 実施機関は、「ア 不開示部分の特定 警察職員のうち警部補(同担当職)

以下の職にある者の氏名、年齢及び印鑑」としているが、審査請求人の個人情報保護をしないのは条例に違反しているのではないか。審査請求人の住所・名前はそのまま公開しているのではないか。このことから、警察署員は個人・組織を守るが審査請求人の個人情報を守らないとする権力体質があからさまに現れているのではないか。

(10) 職務質問をする限りにおいて、捜査令状・逮捕状などの無い中での任意であり、その動機・素因・目的・立場などを、審査請求人に事前に理解でき適切で丁寧な説明をなし、事後の【公開質問事項】に向けても、審査請求人の理解と納得ができる根拠・証拠などに基づく対応・回答をなすべきではないか。

(11) 国会議員をはじめとして警察官・公務員など公的機関に職責・任務とする者にあっては「国民」・住民の個人情報の保護を徹底する立場にあるとする自覚・認識し重い責任があるとともに、税金（血税）によって責務を果たすべく使命的役割があるにもかかわらず、さまざまな不祥事などが繰り返されることへの問題意識と課題認識をもって対応・回答しなければならないのではないか。

(12) 憲法や地方自治法あるいは警察法ないしは地方公務員法（昭和25年法律第261号）などの規定に沿って、憲法尊重擁護義務などと職務専念義務を果たすべき社会的立場と使命的役割がある。それにもかかわらず尊重擁護義務違反並びに法的逸脱行為などが蔓延している悲惨な事態にありはしないか。例えば、法の運用で「軽犯罪法（昭和23年法律第39号）違反」に当たるかどうか、それらを厳しく律し、審査請求人の不快の念・不信・疑念・疑惑などを払拭させるべきで、丁寧で重責をもって「過ちを繰り返さない」ための一助とする対応・回答をするべきではないか。

(13) 【公開質問事項】の内容などを違えても同じ対応・回答をなし、その理由と証拠・根拠を示すことなく「回答する立場にない」「同様の質問…対応を控えさせて頂く…」として責任回避・回答拒否をする。それで行政不服審査法に基づき【審査請求】をしても対応・回答もしない、それらの経緯・行政手続において「合理性・正当性・根拠性などを示して欲しい」とする請求をしても、上記のように責任回避等に終始する。これでは到底、「苦情

申出制度の運用」において、廿日市警察署員が受け取りを拒否するなどもあり、「苦情等を迅速に組織運用に反映・「県民の期待にこたえる警察」を実現」できていないのではないか。

(14) 何度も違う角度・異なる内容からの警察署の対応・回答を求めても、「…対応を控えさせて頂く…」として回答拒否・責任回避としてきた。この事案における特に前首相・〇〇〇〇らに関連する「〇〇疑惑問題」として《政治とカネ・政党と付度・政治家と責任》などの問題とすべき横断幕を、わずか30分足らず市民の所有・財産である調整池の金網に掲げただけで【表現の自由・政治活動への検閲】とみられる人権侵害をなす。一方、前首相らの「桜を見る会」などの公職選挙法（昭和25年法律第100号）違反の疑いなどは徹底して捜査の対象としない、その前首相らと友達関係にあると言われた元法務大臣・〇〇〇〇の1億5,000万円以上の選挙活動費・政務活動費などの使途不明にも家宅捜索・調査に入らない。さらに、その元法務大臣は元秘書へのスピード教唆・高速道60キロオーバーの道路交通法（昭和35年法律第105号）違反を放置したままである。などと、加えて審査請求人への「軽犯罪法違反にあたる」とする裁判官なみの独断による対応問題など、これでは市域住民・町民・市民・県民・「国民」は差別的判断・処分などによる【法の下での平等】違反・逸脱行為に怒り心頭に達しない訳はないだろう。8,000万円問題も含めて、警察法等に謳う正義と良心と法の下で、県民らの安全で安心できて平和的環境の下で安定した生活のできるように求める。

(15) これまでも【公開質問】・「苦情申出制度の運用」における対応・回答もなく、今までの【審査請求】にも応じていないので、そこで上記のように対応・回答を求めている。さらに、このままでは警察内部の諸活動において透明性・公開性・法的適用性などのない問題もあるとして、「情報公開制度の運用」はどのようになされているのか、それらの不快の念・不信・疑念・疑惑などを少しでも払拭させるべく【個人情報開示請求・情報公開請求】としてきた。今まで「反論」をしてきたように【個人情報開示請求】にしか対応せず「自己情報部分開示」だけとし、【情報公開請求】・公文書開示を拒み続けてきているのである。

第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書によると、実施機関が説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 開示請求及び請求内容の補正

- (1) 審査請求人が、令和3年3月9日、同日付けの「公開質問（その4）」と審査請求（その2）及び公開請求等そして所謂「陳情」と題する書面を広島県警察情報公開センターに持参し、同センター職員が当該書面を確認したところ、宛先が複数の行政機関のものとなっていたため、実施機関に開示請求しようとする内容について特定するよう補正を求めたところ、当該書面中の次の部分について、条例に基づく自己情報開示請求を行う旨を確認した。

「2】【廿日市警察署と広島県警察本部の関係者の皆さんに問う】

①2020年9月14日付け【公開質問】と同年9月23日付け【公開質問（その2）】及び同年10月19日付け【公開質問（その3）】、それぞれの【公開質問事項】に対する回答を求む

②上記①に係る各【公開質問】に対するそれぞれの会合・対応の日時・出席者・議事・意思形成過程・結論などの分かる一切の記録・資料等を求める【個人情報開示請求・情報公開請求】とする」

- (2) また、上記①については自己情報開示請求の制度に対応するものではない旨を説明した上で、最終的に本件請求の請求内容を次のとおり補正することを確認した。

「2020年9月14日付け【公開質問】と同年9月23日付け【公開質問（その2）】及び同年10月19日付け【公開質問（その3）】、それぞれの【公開質問事項】に対するそれぞれの会合・対応の日時・出席者・議事・意思形成過程・結論などの分かる一切の記録・資料等」

- (3) 本件請求を受け、対象となる保有個人情報が記載された行政文書を探索した結果、本件対象文書を特定した。

2 審査請求人が開示請求に至るまでの公開質問状に対する廿日市警察署の

対応経緯について

- (1) 令和2年9月14日、審査請求人は、同日付けの「公開質問」と題する書面を廿日市警察署に持参した。
- (2) 当該書面の趣旨は、その前日となる同月13日に廿日市市管理の貯水池を囲む金網に国会議員の河井夫妻を告発する横断幕を貼り付けていた審査請求人が廿日市警察署員に職務質問をされたことに対して職務質問の根拠等を問うものであったことから、当該書面の取扱いについて確認するため、審査請求人の了承を得て当該書面の複写を預かった。
- (3) その結果、当該書面の内容は、警察官の職務執行が不当又は不適切であったとの苦情の申出と捉え、苦情申出制度に則り、当該申出内容に係る事実確認と調査を行った後、その結果を審査請求人へ回答することとした。
- (4) そこで、同月16日に審査請求人から当該書面の原本を受け取り、廿日市警察署警務課において本件対象文書2を作成し、主管課長による調査が行われた。
- (5) 当該調査結果については、本件対象文書5の施行文書により審査請求人に書面回答している。
- (6) その後、審査請求人は、同月23日付け「公開質問(その2)」と題する書面を廿日市警察署に持参したが、当該書面の趣旨は、本件対象文書5の施行文書について、当該回答内で示した職務質問の根拠法令は後付けではないかとするものであったことから、前回の苦情申出に係る継続対応とすることとし、別途回答書を作成し、本件対象文書3の施行文書を審査請求人に送付した。
- (7) さらに、審査請求人は、同年10月19日付けの「【公開質問(その3)】および【審査請求】」と題する書面を廿日市警察署に持参した。
- (8) 当該書面の趣旨が、前2回の回答について、「なぜ同じ回答なのか。その他の申出になぜ回答しないのか。」という旨であったため、前回同様、同じ苦情申出に係る継続対応として「前回まで回答しているとおり。今後同じ内容には回答しない。」旨の本件対象文書4の施行文書を審査請求人に送付した。

3 苦情申出に対する対応

- (1) 警察官の職務執行に対して苦情の申出があった場合は、広島県警察では、部内外の意見等を組織運営に反映させることに関する訓令（平成12年広島県警察本部訓令第33号。以下「訓令」という。）に基づき、部内外の苦情等を迅速に組織運営に反映させることにより、「県民の期待にこたえる警察」を実現することを目的とし、真摯に耳を傾け、迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとされている。
- (2) さらに、苦情を受理した際の詳細な手続については、県民の要望等を組織運営に反映させる施策の実施要綱の制定について（平成12年7月12日付け例規通達。以下「例規通達」という。）に規定されており、例規通達において、苦情とは、警察活動又は職員の不適切執行務に関するもの、非違非行に関するもの及び争訟事案に発展するおそれのあるものと定義されており、当該苦情を受理した場合は、苦情処理票を作成して直ちに所属長に報告し、その後事実調査及び結果を踏まえた措置について苦情申出人に回答を行うこととされている。

4 本件対象文書の特定の経緯

審査請求人が行った3回にわたる公開質問については、上記2のとおり、同一の苦情申出内容に係る一連の対応としていることから、本件対象文書を特定したものである。

5 不開示とした理由

- (1) 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名、年齢及び印影は、開示請求者以外の者から収集した個人情報であり、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書に該当しないことから、これを開示することとなると、当該個人の権利利益が損なわれるおそれがある。
- (2) また、広島県警察では、慣行として警部以上の階級にある警察官の氏名を公にしているが、本件対象文書において不開示としているのは、全て警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影であり、条例第14号第3号た

だし書イの「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当しない。

6 審査請求人の主張に対する弁明

- (1) 審査請求人の「開示する保有個人情報の目的から外れ、苦情処理票とする」との主張について、本件請求の対象保有個人情報の利用目的は、当該保有個人情報が記載されている行政文書が「苦情処理票」と特定したことにより、訓令において規定されているとおり、「部内外の苦情等を迅速に組織運営に反映させることにより、「県民の期待にこたえる警察」を実現すること」となるため、審査請求人の当該主張は、失当である。
- (2) 審査請求人からの提出書面に対する廿日市警察署の対応について、当該提出の書面の取扱いを確認するため、審査請求人の了承を得て一旦副本を預かり、方針決定後に再度原本の提出を受けた事実はあるも、これらの書面の内容に対して全て文書による回答を行っており、受取拒否を繰り返した事実はない。
- (3) 審査請求人は、処理経過は事実には誤りがあり、隠された部分に大事な場面も多く、意思形成過程は明らかにされていない旨主張するが、廿日市警察署は、当該提出書面を苦情の申出として受理して対応することとしたため、警察官の職務執行に不適切な点がなかったかとの観点から、その回答に必要と認めたものについてのみ調査、回答している。
- (4) そのため、本件苦情処理の対応として、回答に必要と認めない事項については苦情処理票に記載しておらず、職務質問時の状況全てや質問事項に対する回答全てが記載されていないものの、本件対象文書に記載された内容に虚偽のものはない。
- (5) 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも本件処分の判断を左右するものではない。

第5 審査会の判断

1 本件請求の捉え方について

審査請求人は、本件請求において、「2020年9月14日付け【公開質問】と同

年9月23日付け【公開質問（その2）】及び同年10月19日付け【公開質問（その3）】、それぞれの【公開質問事項】に対するそれぞれの会合・対応の日時・出席者・議事・意思形成過程・結論などの分かる一切の記録・資料等」の開示を求めている。

このことからすると、審査請求人は、令和2年9月14日付けの「【公開質問】」と題する書面、同年9月23日付けの「【公開質問（その2）】」と題する書面及び同年10月19日付けの「【公開質問（その3）】」と題する書面（これらの書面を総称して以下「本件公開質問」という。）に対する、実施機関の対応状況が分かる行政文書の開示を求めていると捉えることができる。

実施機関は、本件請求に対し、審査請求人が廿日市警察署へ持参した令和2年9月14日付けの「【公開質問】」と題する書面の内容は、警察官の職務執行が不当又は不適切であったとの苦情の申出と捉え、また、審査請求人が行った3回にわたる公開質問を同一の苦情申出内容に係る一連の対応とした上で、当該苦情申出内容に係る苦情処理票及び回答の決裁文書を本件対象文書として特定している。

実施機関によると、警察官の職務執行に対して苦情の申出があった場合は、訓令に基づき、迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとされており、苦情を受理した際の詳細な手続については、例規通達に規定されているとのことであった。

この点について、実施機関に対し、訓令及び例規通達の提出を求め、当審査会で確認したところ、例規通達第8に苦情の処理の具体的な手続が定められており、職員は、苦情を受理した場合は、苦情処理票を作成し、直ちに管理責任者に報告しなければならないとされ、管理責任者は、受理した苦情の処理経過及び処理結果について、警務部首席監察官を経由して訓令第3条の審議委員会の委員長へ報告しなければならないとされている。また、例規通達第9の2に苦情に対する回答の具体的な手続が定められており、文書による苦情を受理した場合は、申出人に対し、管理責任者が文書により回答するものとされている。なお、ここでいう管理責任者とは、所属長のことをいい、廿日市警察署においては、廿日市警察署長がこれに当たる。

これらの手続を踏まえると、本件公開質問に係る処理経過及び処理結果の

報告が本件対象文書 1，本件公開質問に係る苦情処理票が本件対象文書 2，本件公開質問に係る文書による回答の伺いが本件対象文書 3，本件対象文書 4 及び本件対象文書 5 であり，訓令及び例規通達の規定に基づいて作成された行政文書が全て特定されていることから，実施機関が本件請求において，公開質問に対する実施機関の対応状況が分かる行政文書として，本件対象文書を特定したことは適当であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は，本件処分 1 及び本件処分 2 において，警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名，年齢及び印影の部分（以下「本件不開示部分」という。）については，特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，かつ，条例第14条第3号ただし書各号に該当しないことから不開示としたと主張しているため，以下，本件不開示部分の条例第14条第3号の該当性について検討する。

条例第14条第3号本文は，「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの（略）又は特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としているが，同号ただし書で例外的に開示するものとして，「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ，又は知ることが予定されている情報」，「ロ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において，当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を掲げている。

警察官の氏名，年齢及び印影については，開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るものであるから，条例第14条第3号本文の不開示情報に該当することは明らかである。

次に，条例第14条第3号ただし書イの「慣行として開示請求者が知ること

ができる情報」に当たるかどうかは問題となるが、実施機関では慣行として警部以上の階級にある警察官の氏名を公にしており、本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分に記載された警察官は全て警部補以下の階級にある者であるから、同号ただし書イには該当しない。

したがって、本件不開示部分の氏名、年齢及び印影は条例第14条第3号本文の不開示情報に該当すると認められる。

なお、実施機関は、本件処分3については、上記第2の2(3)のとおり対象文書の全てを開示している。

以上のことから、実施機関が、本件請求の対象となる保有個人情報として本件対象文書を特定し、本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関が広島県情報公開条例に基づく行政文書開示請求に対応していない旨を主張しているが、諮問実施機関が当審査会へ行っている本件処分に係る諮問には、行政文書開示請求に係る不服申立ては含まれていないため、当審査会が判断するものではない。

また、審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年9月24日	・ 諮問を受けた。
令和4年10月31日 (令和4年度第7回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年12月22日 (令和4年度第9回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵	広島修道大学教授